

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
マルソウ物流株式会社	代表取締役	中宗 隆美	広島県	運輸業, 郵便業	https://marusou-b.co.jp/

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	
-------	--

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組めます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、附帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
2	A ③	パレット等の活用	パレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等を活用し、荷役時間を削減します。
3	A ⑪	高速道路の利用	運転者の拘束時間の適切な管理と適切な休憩・休息時間確保のため、適宜高速道路を使用する運行計画に努めます。また、受注時に取引先へ高速道路使用と料金負担について相談し、真摯に協議します。
4	B ①	運送契約の書面化の推進	運送契約の書面化を推進します。
5	C ①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	契約する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。 Gマーク取得企業、行政処分の情報検索(国土交通省HP)
6	D ②	異常気象時等の運行の中止・中断等	台風、豪雨等の異常気象が発生した際や発生が見込まれる際には、無理な運行は行いません。運転者の安全確保のため、自らの責任をもって運行の中止・中断等を判断します。

PR欄	<p>マルソウ物流株式会社は、「お客様に、取引先様に、働く人達に支援されてこそ、我社の存在意義がある」ことを企業理念としております。</p> <p>「安心・安全・確実」な輸送を心掛け、お客様に信頼され選んで頂ける企業、社員が働きやすい職場を目指します。</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------